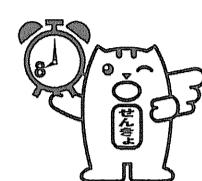


8月30日(日)午前7時～午後8時

衆議院議員総選挙



ハガキ(入場整理券)を
持って投票所へ



あなたの投票所は「投票所入場整理券」に記載しています。ご確認ください。

市は、「投票所入場整理券」を有権者の皆さんへ郵送します。投票事務を円滑に行うため、投票日には入場整理券を忘れずにお持ちください。

万一、入場整理券が届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員に申し出てください。

期日前投票をご利用ください

8月19日(水)～8月29日(土)午前8時30分～午後8時 市役所1階西側・第1会議室(警備員室前)

▼当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける人
※土・日・祝日も同じ時間で受け付けています。印かんは不要。入場整理券をお持ちください。
ただし国民審査の期日前投票は、8月23日(日)から8月29日(土)までです。印かんは不要。入場整理券をお持ちください。
■病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でされる不在者投票は今までどおりです。



▼当日、仕事等がある人(仕事場が投票区の区域内でもない)は、ご利用ください。
次の理由で投票所に来られない人は、ご利用ください。
●当日、仕事等がある人(仕事場が投票区の区域内でもない)は、ご利用ください。
●親族の冠婚葬祭に出席される場合もこれに該当します)

期日前投票は、投票日に仕事や用事などがある人が投票日の前に投票できる制度です。投票日の投票と同じように投票用紙に記入し、投票箱に投票していたります。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階)

☎983-5635(直)
☎983-1111(代)

院議員総選挙

午後7時～午後8時
市文化センター小ホール

八幡市で投票できる人は
は、次の条件をすべて満たしている人です。

- ①日本国民で、平成元年8月31日以前に生まれた人
- ②平成21年5月17日以前から引き続き八幡市の住民基帳に登録されている人

転居された人は

市内の中で住所変更された場合は、届出日によって投票所が変わります。

【8月7日までに届け出した場合】

新しい住所地の投票所で投票していただることになります。

【8月8日以降に届け出した場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、前住所地で投票していただことになります。

この場合「投票所入場整理券」を発行します。

最近

転入された人は

のハガキを送付します。そのハガキに投票方法が記載されています。

平成21年5月18日以降に八幡市へ転入届を出された人の投票場所は、前住所地です。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶことがあります。（比例区の場合は全国同一）。

前住所地が遠方の場合、

在宅障がい者は

選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。この選挙公報は投票日の2日前（8月28日）までに各家庭にお届けします。

◆投票日の2日前になんでも届かない場合は、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

- ④前掲の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合
- 【郵便による投票手続き】
- ▼郵便投票証明書の交付を受けている場合
- 選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便投票証明書を持って請求にお越しください。郵送でも代理人でもできます。

平成21年7月21日に衆議院が解散されたことにより、「衆議院議員総選挙」が8月18日（火）に公示され、8月30日（日）に投票が行われます。今回の選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査が行われます。投票日の午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。大切な一票を投じましょう。

八幡市で投票できる人は

八幡市で投票できる人

は、次の条件をすべて満たしている人です。

- ①日本国民で、平成元年8月31日以前に生まれた人
- ②平成21年5月17日以前から引き続き八幡市の住民基帳に登録されている人





第45回衆議我

投票
開票

**8月30日(日)午前
同日午後 8時45分**

理券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で入場整理券の交付を受けてください。

また、転出された人でも、転出後一定期間（原則的に4カ月間）は、市の選挙人名簿に登載されています。転出された人でも八幡市で投票することができる可能性があります。これらの人へは「投票所入場整理券」に代え、「投票のお知らせ」

不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登載されている必要がありまますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。短期間（約半年）に2回以上、住所変更（市内転居除く）をされていると今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へ問い合わせください。

安心な社会のため 投票所に行こう

選舉管理委員會委員長 道上幸彥

衆議院が解散され、第45回衆議院議員総選挙が執行されることがなりました

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。有権者の皆さんのが投票することは

政治参加の第一歩、大事なことです。

投票所に行き、安心な社会、希望を持てる社会になるよう貴重な一票を投じましょう。すべての有権者の皆さん、投票所でお待ちしています。

海外に長期滞在の人は

国政選挙は、海外に滞在されている人にも投票する機会が与えられます。投票をするには、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。

海外に長期滞在をされ、滞在中に執行される国政選挙の投票を希望される人は、滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。選挙区選挙・比例代表選出選挙とも投票できます。

その他の地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。

パソコン受付実施

市内のすべての投票所で、パソコンによる受け付けを実施します。

パソコンでの受け付けは、投票所入場整理券に記載しているバーコードを読み込むもので、受付時間が短縮されます。

このため入場整理券を忘れずに折り曲げないでご持参ください。

※入場整理券を持参しなくとも投票できます

②心臓、じん臓、呼吸器、の人がいが1級（特別項症から）または2級（第2項症まで）両下肢もしくは体幹の障がいの程度や移動機能の障がいが1級（特別項症から）または2級（第2項症まで）

投票のとき、目の不自由な人は、「点字」による投票ができます。

きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

名簿に登録されている人で、身体障がい者手帳（戦傷病者手帳）の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載され

点字や代理投票は
投票所の係員へ

身体障がい者（戦傷病者）または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投

ぼうこう、直腸、小腸の障害がいの程度が1級（特別項症から）または3級（第3項症まで）の人

受けでいい場合
早めに身体障がい者手帳
か戦傷病者手帳を持つて選
挙管理委員会事務局へ申請
してください。なお郵便にて
よる不在者投票用紙などの
請求期限は、8月26日（水）
までです。

あなたの投票所は こちらです

忘れずに
投票してね。

